

農地の売買、贈与、貸借等の許可（農地法第3条）

農地を売りたい（買いたい）方、農地を借りたい（貸したい）方、農業をやってみたい方
まずは、農業委員会へご相談ください！

農地の売買、贈与、貸借などには農地法第3条に基づく農業委員会の許可が必要です。この許可を受けない行為は、無効となりますのでご注意ください。

なお、農地の売買、貸借については農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。詳しくは農業委員会にお問い合わせください。（認定農業者等が対象です）

○ 農地法第3条の主な許可基準

農地法第3条に基づく許可を受けるためには、次のすべてを満たす必要があります。

【全部効率要件】

申請農地を含め、所有している農地または借りている農地の全てを効率的に耕作すること。全ての農地を効率的に、耕作等を行うと認められること。

【農地所有適格法人要件】

法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと。

【農作業常時従事要件】

申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること。

【地域との調和要件】

耕作等の内容、位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他、周辺地域における農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じないこと。

※農地所有適格法人とは、農業を事業の中心とすること、農業者が中心となって組織されることなどの農地法第2条第3項の要件を満たす法人をいいます。

※以下の場合には権利等の取得は認められません。

- ・資産保有目的・投機目的等の農地取得の場合。
- ・農地が面的にまとまった形で利用されている地域で小面積の農地の権利取得等により、その利用を分断するような場合。
- ・「地域計画」の実現に支障を生ずるおそれが有る権利取得等の場合。
- ・自家消費を目的とした場合であっても許可は可能ですが、当該農地の一部のみの耕作や事業が近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地と比較して著しく劣る場合。

○ 必要書類

個人で申請する際の必要書類は以下のとおりです。なお、申請内容に応じて必要書類が異なる場合がありますので、ご相談ください。

- ・受人の住民票謄本（世帯全員が記載されているもの、本籍地又は国籍が記載されているもの）
- ・申請農地の登記簿謄本（全部事項証明書、6カ月以内のもの）
- ・賃貸借契約書の写し
- ・営農計画書

○ 農地法第3条許可事務の流れ

- ・農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

申請についての相談

※農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。
住所：七尾市袖ヶ江町イ部25番地
TEL：0767-53-8440

申請書の記入
必要書類の入手

※申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。
※必要書類については一頁をご参照ください。
なお、申請内容に応じて必要書類が異なります。

申請書提出前の再確認

※記入漏れや必要書類の不足があると、不許可や許可までに時間がかかる場合があります。

申請書の提出／受付

※農業委員会事務局までお越しくください。

農業委員会の流れ

申請書の提出／受付 毎月10日（休日の場合は前開庁日）までに受付した申請を審査対象とします。

申請内容の審査
農業委員会総会 (毎月25日前後)

※申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。また、現地調査を行います。
※農業委員会総会で許可・不許可についての農業委員会の意思決定を行います。

許可書の交付

※農業委員会事務局よりご連絡します。

※行政書士でない者が、官公署に提出する書類の作成を業として行うことは、法律で禁じられています。（他の法律で定めがある場合を除く。）